

## 電子情報通信学会リコンフィギャラブルシステム研究専門委員会表彰規定

2014年6月11日制定  
改正 2015年6月20日(第1.1版)  
改正 2015年9月19日(第2.0版)  
改正 2016年5月20日(第3.0版)  
改正 2017年1月31日(第3.1版)  
改正 2017年9月26日(第3.2版)  
改定 2022年1月20日(第4.0版)

### 第1章 総則

#### 第1条

この規定は電子情報通信学会、定款第6条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、リコンフィギャラブルシステム研究専門委員会(以下、RECONF 研専)が行う表彰について定める。

#### 第2条

表彰の種類は、次のとおりとする。

1. 論文賞
2. 講演賞

#### 第3条

表彰の機会およびその内容は次のとおりとする。

1. 表彰確定後、RECONF 研専の主催または共催する第一種研究会やその懇親会、また RECONF 研専が協催/協賛する研究会や国際会議やデザインコンテストなどで適切だと判断されるもっとも早い時期に表彰を実施する。
2. 論文賞の表彰は各年度に1回程度とする。
3. 講演賞の表彰は各年度に1回以上とする。
4. 賞状および副賞は、第1項の表彰時に贈呈される。

#### 第4条

表彰者の氏名およびその内容等を、RECONF 研専が管理する Web サイトにおいて、表彰決定後すみやかに公表する。

### 第2章 論文賞

#### 第5条

論文賞の名称は、優秀リコンフィギャラブルシステム論文賞(以下、RECONF 論文賞)とする。

#### 第6条

RECONF 論文賞の候補となる論文は次の要件を満たすものとする。

1. 電子情報通信学会の論文誌(和文誌、英文誌および各特集号)に発表された論文のうち、特に優秀なものとする。
2. 指定の推薦書により推薦を受けた場合、RECONF 研専が対象とする分野の国内外の論文誌および国際会議に発表された論文のうち特に顕著な貢献と考えられる論文であれば、前項に該当しなくても表彰対象とする。
3. 同一の巻・号に収録されている論文数の10%程度を超えないように選定する。

#### 第7条

RECONF 論文賞の表彰件数は毎年数件以内とする。

#### 第8条

RECONF 論文賞の表彰対象者は次のとおりとする。

1. 表彰論文が共著の場合、共著者全員を表彰対象とする。
2. RECONF 論文賞は、同一の個人に重ねて授与しても差し支えない。

#### 第9条

RECONF 論文賞の表彰は次のとおりとする。

1. 表彰対象となる著者全員に賞状を授与する。
2. 表彰論文に対し1万円程度の盾または賞牌を授与する。

### 第3章 講演賞

#### 第10条

講演賞は次の条件を満たすものとする。

1. RECONF 研専が主催または共催する第一種研究会で RECONF 研究会として発表された一般講演のうち特に優秀だと思われる発表とする。
2. 前項の規定に関わらず、ショートペーパーに分類される一般講演は表彰対象としない。

#### 第11条

講演賞の名称は、その性質により、次のとおりとする。

1. 優秀リコンフィギャラブルシステム講演賞 若手部門(以下、若手講演賞)
2. 優秀リコンフィギャラブルシステム講演賞 企業部門(以下、企業講演賞)

#### 第12条

若手講演賞は下記の条件を満たす発表の中から選出される。

1. 講演時に登壇者が33歳未満である発表。

2. 著者による発表であること。
3. 登壇者が過去1年間の研究会で本若手講演賞を受賞していない発表。但し前年同時期開催の研究会はこの限りではない。
4. 前項 1 から 3 に該当する発表のうち上位 10%程度に相当すると認められるもの。

第 13 条

企業講演賞は下記の条件を満たす発表の中から選出される。

1. 講演時に登壇者が企業に在籍している発表。
2. 著者による発表であること。
3. 登壇者が過去1年間の研究会で本企业講演賞を受賞していない発表。但し前年同時期開催の研究会はこの限りではない。
4. 前項 1 から 3 に該当する発表のうち上位 10%程度に相当すると認められるもの。

第 14 条

各講演賞の表彰は登壇者に対して行われ、登壇者にのみ賞状が授与される。

4. 選定委員長は、候補として挙げられた論文を選定委員に電子的に公示する。
5. 選定委員長が論文賞の推薦理由およびその年度の表彰件数が適切であると判断した場合、選定委員会で承認が得られれば、公示した論文の全てを RECONF 論文賞論文として認定することができる。
6. 推薦論文数が多くその全てを表彰するのが好ましくない場合、選定委員長は選定委員の投票により表彰論文を決定することができる。このとき、選定委員は 1 人 1 票を持ち、公示された論文に対して電子的に投票を行う。投票は選定委員長が管理し、投票期間を定め、集計を行う。
7. 選定委員長には投票権はないが、得票数が同数で決着が付かない場合のみ投票を行う。
8. 公示期間および投票期間はそれぞれ 2 週間以上確保されるのが望ましい。但し、投票期間と公示期間を重ねても構わない。
9. 選定委員長は、表彰論文が決定したら速やかに選定委員および表彰論文の代表著者に通知する。

第 17 条

各講演賞の表彰選考は以下に定めるところにする。

1. 受賞者は予備審査および投票により決定する。
2. 予備審査および投票の管理は、選定委員長または選定委員長が選定委員の中から任命する選定管理者が行う。
3. 予備審査では講演を聴講した選定委員を審査員として各候補を審査する。但し、自身が共著者である講演の審査は無効とする。
4. 選定管理者は、本規定第 12 条および第 13 条に基づき、予備審査上位者から投票の候補を選出する。
5. 選定委員は、各候補に対し授賞可否を投票する。ここでは、前 3 項の審査の実施の有無によらず、すべての選定委員が投票の権利を有するものとする。但し、自身が共著者である講演への投票は無効とする。
6. 予備審査および投票の詳細な方法については、本規定の趣旨に則り選定委員会にて別途定める。
7. 選定委員長は、選定した受賞者を速やかに公表する。

## 第 4 章 選考方法

第 15 条

各賞の調査選定を行う組織について次のとおり定める。

1. RECONF 論文賞、若手講演賞、企業講演賞の候補の調査選定においては、RECONF 研専を選定委員会とし、RECONF 研専の委員長を選定委員会の委員長とする。但し、選考過程において、選定委員長が表彰候補講演の共著者であることが明らかになった場合は、RECONF 研専の副委員長ないし幹事のうち表彰候補講演の共著者でないものが代理を務めるものとする。

第 16 条

RECONF 論文賞の表彰選考は以下に定めるところにする。

1. 情報・システムソサイエティの英文/和文論文誌において企画されるリコンフィギャラブルシステム特集 (Special Section on Reconfigurable Systems) の編集委員会において評価が高かった優秀論文の上位 10%未満を候補とする。
2. その貢献が特に顕著と認められる論文で、選定委員会に対して所定のフォーマットを用いて推薦された論文を候補とする。但し、日本語もしくは英語で書かれた論文のみを対象とする。
3. 過去に、RECONF 論文賞および情報・システムソサイエティ論文賞を受けた論文は表彰対象外とする。

## 第 5 章 経費

第 18 条

論文賞および講演賞の贈呈に要する経費は事業会計から繰り入れるものとする。

## 第 6 章 補足

### 第 19 条

本規定の改定は RECONF 研専の承認を得るものとする。

### 第 20 条

本規定は RECONF 研専が管理する Web サイトで公開するものとする。

### 附則

本表彰規定は平成 26 年 6 月研究会より施行する。

### 附則 (2015 年 6 月 20 日・表彰規定第 1.1 版)

本表彰規定は、平成 27 年 9 月研究会より施行する。

### 附則 (2015 年 9 月 19 日・表彰規定第 2.0 版)

本表彰規定は、平成 27 年 11 月研究会より施行する。

### 附則 (2016 年 5 月 20 日・表彰規定第 3.0 版)

本表彰規定は、平成 28 年 9 月研究会より施行する。

### 附則 (2017 年 1 月 31 日・表彰規定第 3.1 版)

本表彰規定は、平成 29 年 5 月研究会より施行する。

### 附則 (2017 年 9 月 26 日・表彰規定第 3.2 版)

本表彰規定は、平成 29 年 9 月研究会より施行する。

### 附則 (2022 年 1 月 20 日・表彰規定第 4.0 版)

本表彰規定は、令和 4 年 6 月研究会より施行する。